

オレゴン州

<おことわり>この Q&A は、脚注の資料情報をまとめ、日本語へ翻訳されたものであり、法律のアドバイスではありません。また、法律の改正などにより、対応オプションが変化する可能性も予想されます。お子さんと行動をおこす前に、該当分野で弁護活動を行っている弁護士へご相談されることをお勧め致します。経済的な理由から弁護士費用が支払えない場合には、DV 被害者への支援プログラムを提供している団体や、無料、または低額での弁護士サービスを提供している団体など、各支援団体のサービスをご利用されることをお勧め致します。これらの団体への連絡先は、別途資料、各州の DV 被害者支援団体リストをご参照下さい。

Q1: 日本で離婚手続きをしようと考えています。日本へ子供と一緒に帰国できますか？

子供を同伴しての日本への帰国は、状況によっては、リスクが伴う可能性があります。オレゴン州では、相手親が親権を保持している状況の中、配偶者の同意（許可）なしに子供を日本へ連れて行った場合、裁判所の親権妨害行為第一級 *the crime of custodial interference in the first degree* に該当する可能性があり、犯罪とみなされる可能性があります。両親が共同親権を保持しているケースでは、永久的、または、一定期間、相手親に子を面会させないことを意図とした共同親権命令違反行為 *violation of a valid joint custody order with intent to hold the other person permanently or for a protracted period* とみなされる可能性があります。¹ これらの法律は、あなたに対しての親権命令が発せられている場合でも適用される可能性があるため注意が必要です。² 更に、オレゴン州では、DV の状況が理由でも、これらの法律の適用は同様になされます。親権判決がすでに下されている場合、子を連れ去った親は、裁判所命令に従わなかったとして *civil contempt* の罪に課せられる可能性もあります。

また、最近、日本政府が、“国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）”³ に加盟する意向を発表しました。ハーグ条約は、一方の親がもう一方の親の同意を得ることなく、子を自分の母国へ連れ出し、もう片方の親に面会させないといった、国境を越えた結婚が破綻した際の親権や監護権を巡る問題の国際裁判管轄を定める国際条約です。⁴ ハーグ条約は、原則として、子供がこれまで居住してきた場所（元の居住国）にて、どちらの親が子供の養育を行っていくべきかの判断がなされるべきである、と定めています。

子供を連れてオレゴン州から出る前に、オレゴン州の DV(ドメスティックバイオレンス)法、親権、刑法に詳しい弁護士にご相談されることをお勧めします。状況によっては、暫定的緊急親権 *temporary emergency custody* を申請されるオプションも考えられるでしょう。この場合、申請者は、宣誓書を提出する必要があります。この中で、子供に対する危険がどう差し迫ってい

¹ ORS § 163.257

² See *State v. Fitouri*, 133 Ore. App. 672, 677 (1995) (holding that ORS 163.245 applies to cases where one parent takes and keeps their child away from the other, even in the absence of a custody order).

³ *Japan to join child abduction treaty*, JAPANTIMES.CO.JP (Jan. 20, 2013),

<http://www.japantimes.co.jp/news/2013/01/20/national/japan-to-join-child-abduction-treaty/>.

⁴ See also Linda Silberman, *Hague Convention on International Child Abduction: A Brief Overview and Case Law Analysis*, 28 FAM. L.Q. 9 (1994).

るか、子供をとりまく状況を具体的に説明する必要があります。裁判所は、子供に危険が差し迫っているかどうか、申請者の宣誓書と証言を基に判断します。⁵

Q 2: 共同親権とは何ですか？また、どのように共同で行使するのですか？

オレゴン州での共同法的監護権 Joint Legal Custody は、子供の養育に関して必要なことを、子供がどちらの親と過ごす時間が長いかに関係なく、両親が共同で決定する権利のことを指します。例えば、どこの学校へ通わせるか、どの宗教を信仰するか等を決めたり、また、病気にかかったり、怪我を負った際に、医療手段を決める権利のことを指します。共同親権は、必ずしも、双方の親が半分ずつ、子供と 50% ずつの時間を過ごすことを指すわけではありません。双方の親が共同親権を持つケースでも、片方の親が主に（または完全に）子供と一緒に住むケースもあります。共同親権を持つことは、もう一方の親が子供を経済的にサポートする義務を負うことでもあります。⁶

**オレゴン州では、法的監護権 Legal Custody と身上監護権 Physical Custody は定義上の区別がありません。http://ldgorin.justia.net/article_58-1586972.html

Q 3: 配偶者との離婚を申請することに決めたのですが、双方共に、子供の親権を持ちたいと希望しています。親権裁判の中で、裁判官は、どのようにどちらの親に親権を与えるのか判断するのですか？

裁判官は、子供にとって最良の環境 Best Interest of the Child という法的観点を基準とし、親権についての取り決めを吟味します。オレゴン州では、下記の点等を考慮しながら、子供にとっての最良の環境 Best Interest of the Child が判断されます。

1. 子供と他の家族メンバーとの感情的な繋がりや絆
2. 親権を求めている側の親の子供に対する関心度や親としての態度や対応
3. 現在の親子関係を継続的に続けていくことがどの程度望ましいか
4. 片方の親によるもう一方の親に対する虐待
5. 子供自身の希望（裁判所が子自身に判断能力があると認めた場合）
6. 子供の人生にもう一方の片親も継続的に関わっていくことに対する協力的な姿勢。しかし、片親がもう一方の親や子供に対する DV 行為を行っていたり、性的暴行を加えていた場合は、裁判官が、継続的に子供を親に会わせることにより、被害に合った親と子供の健康と安全に関わる危険性があると判断し、この点を考慮しない可能性もある。⁷

⁵ ORS § 107.097

⁶ Oregon State Bar, Custody and Parenting Time, http://www.osbar.org/public/legalinfo/1133_ChildCustody.htm

⁷ ORS § 107.137(1)

更に、裁判所は、双方の親の行動や結婚の有無、収入、社会環境、生活スタイルなどを吟味し、子供の心身に悪い影響を与える可能性がある場合のみ、これらの点も親権裁判の中で考慮する可能性があります。母親、又は父親、性別によってどちらかに優先的に親権が与えられることはありません。⁸

親のどちらかが暴力行為を行った過去がある場合、裁判所は、この親に子供の単独親権または共同親権を与えることは、子供にとって最良の環境 **Best Interest of the Child** でないと判断する可能性が高く、この場合、暴力行為を行ったことのある親は、裁判官を説得するための証拠を提出する必要があるでしょう。⁹

**2012年1月1日に施行された新しい法律により、下記の行為により少女が妊娠した場合、父親には単独、又は、共同親権は与えられないが、養育費を払う義務はありと法的に定められました。¹⁰

- －14歳以下の少女に対する強姦
- －16歳未満の少女に対する近親相姦
- －法的強姦（オレゴン州法の法律に該当する場合、又は、他州の法律による法的強姦罪に該当する行為も含む）

Q4: 養育費の金額はどのように決められるのでしょうか？

原則的に、養育費の金額は、州法によって定められており、子供の人数によって変化します。オレゴン州では、Oregon's Uniform Child Support Guidelinesに養育費の計算方式が記載されており、子供の両親の収入、養育計画、養育にかかるコスト、健康保険のコスト、保険でカバーされない継続的な医療費の有無などの他、その他の要素も考慮しながら決められます。オレゴン州の養育費の計算については、下記のリンクをご参照下さい。www.dcs.state.or.us/calculator.

ワークシート内の所定欄に両親の情報を記入していくことで、養育費の推定金額が計算できます。この推定金額が、養育費の総額となりうるケースが一般的です。裁判所がこの金額が正当でない、または、ケースの事実を吟味する中で適切な金額でないと判断した場合には、別の金額に変更されることもあります。

この養育費のガイドラインを利用した養育費推定額から偏差する要素としては下記の点等が考えられます。

1. 親がワークシートに明記されていない資産を持つ場合
2. 親本人の経済的な必要性
3. 親の純所得額
4. 親がローンなどを借りれる状況にあるかどうか
5. 経済的な必要性があるその他の要素や、その他に経済的なサポートを必要とする家族がいるかどうか

⁸ ORS § 107.137(2) – (4)

⁹ ORS § 107.137(2)

¹⁰ ORS § 107.137(5)(a)

6. 親権を持つ親が子供と一緒に家で過ごすことの必要性
7. 税金関連の要素や、その他、片親が親しいパートナーを持ち、同棲している場合には、そのパートナーと暮らすことでできる経済的余裕なども考慮される¹¹

Q 5: 面会交流権 visitation rights とは何ですか？なぜ離婚した後も、子供を相手親（非親権者）に面会させなければいけないのでしょうか？

通常、裁判所で親権が取り決められる際、双方の親が子供と過ごすための時間 parenting time (Visitation) も取り決められます。Visitation は親権のない親とも子は関係を続けていくべき、との信念が基になっています。親権の取り決めと同様に、双方の親が子供と過ごすための時間を定める養育時間は、子供にとって最良の環境 Best Interest of the Child の概念を基準に取り決められ、その取り決め内容はケースによって様々です。面会交流権時間設定の例を挙げると、隔週金曜日から日曜日、金曜日から月曜日の朝まで、平日の夜、夏や祭日を利用し、子供と過ごす時間を設ける等、様々です。両親のスケジュールやニーズ、子供にとって最良の環境 Best Interest of the Child の概念から考えた子供のニーズに合う面会交流の内容を構築することが求められます。¹²

Q 6: 配偶者から DV 被害に遭いました。離婚の民事裁判の中では、どのような証拠が DV 被害の立証に用いられていますか？

通常裁判所で用いられる証拠の例を挙げますが、これらの証拠以外にも、弁護士の判断により、DV の立証に用いられる証拠はありますので、専門の弁護士にご相談下さい。

- DV 被害者または DV 行為の目撃者の法廷での証言
- DV 行為で負った傷に対して治療を受けた場合、病院の診断書のコピー
- DV 行為に対し、警察へ連絡した場合には、警察調書のコピー
- DV 行為を描写する写真（日付入りのものが望ましい）
- 加害者が壊したり傷をつけた家具や家の小物などの写真や実物
- DV 行為の後に家の中や部屋の中が散乱している様子を描写した写真
- DV 行為に使用された武器の写真や描写
- 警察（911）に通報した際の録音テープ
- 加害者の犯罪歴が記録されている刑事裁判所のレポートを公証したもの。（刑事裁判所の書記官にお問い合わせ下さい）
- DV 行為を記録した日記帳やカレンダー
- その他、裁判官を納得させるのに役立つ証拠¹³

¹¹ Oregon State Bar, Determining Child and Spousal Support, http://www.osbar.org/public/legalinfo/1134_ChildSupportDivorce.htm

¹² Oregon State Bar, Custody and Parenting Time, http://www.osbar.org/public/legalinfo/1133_ChildCustody.htm

¹³ WomensLaw.org, Preparing Your Case, http://www.womenslaw.org/simple.php?sitemap_id=32

Q7: 米国市民の配偶者から DV 被害を受けています。また、配偶者が永住権の申請をしてくれなかったため、現在合法的な移民ステータスを持っていません。配偶者は、移民局へ通達して、強制送還させると脅します。子供のためにも米国に滞在したいと考えていますが、様々な理由から現在の生活は続けていけません。何ができるのでしょうか？

滞在ビザのスポンサーに配偶者が同意しない場合、DV被害者に対しての移民救済措置を利用し、VAWA(Violence Against Women Act)自己申請での永住権、又はUビザ申請が可能かもしれません。詳しくは、移民法を専門にしている弁護士にご相談ください。VAWA 自己申請は、DVの被害者が、アメリカ市民、又は永住権保持者の配偶者か子供、又は、アメリカ市民の親の場合に利用できる移民救済措置です。申請することにより、被害者が合法的に米国に滞在できる道を与えてくれます。また、永住権申請中には、労働許可証 **Employment Authorization** や公的扶助 **Public Benefits** の申請も可能となります。VAWA 申請者が、18 歳未満の未婚の子供を持ち、子供の移民ステータスも必要な場合、子供も DV 被害者の親と同時に永住権の申請ができます。この際、DV 被害者の申請書に、子供を **derivative beneficiary** として記載します。被害者が VAWA 申請をする際には、加害者の同意は必要なく、移民局へ申請書が提出されたことについても、加害者には通達されません。

VAWA 申請の申請条件:

1. 申請者が米国市民、または、永住権保持者と結婚している、または結婚していた¹⁴
2. 申請者が DV の加害者である米国市民、または永住権保持者である配偶者と一緒に住んでいたことがある。生活を共にした場所は、米国内でも米国外でも良い。一緒に住んでいた期間が特定の長さである必要性は規定されていない。¹⁵
3. 結婚が **in good faith** であったこと (結婚による永住権の取得だけが目的の結婚でなかったこと)¹⁶
4. 申請者が、身体的、または極度の精神的虐待の対象となったこと **abuse or extreme emotional cruelty**¹⁷
5. 申請者が良識を備えていること **good moral character**¹⁸

メモ: 申請者が DV の加害者である配偶者 (米国市民、または、永住権保持者) とすでに離婚している場合でも、離婚後 2 年以内であれば、VAWA 申請が可能です。この場合、離婚の原因と DV との関連性を説明する必要があります。¹⁹ また、巡回裁判所は、米国市民権、永住権、あるいはその他の合法的な滞在ステータスの保有の有無に係わらず、誰もが平等に利用することができます。

¹⁴ INA §204(a)(1)(A)(iii), INA §204(a)(1)(B)(ii)
¹⁵ INA §204(a)(1)(A)(iii)(II)(aa)(CC); INA §204(a)(1)(B)(ii)(II)(aa)(CC).
¹⁶ INA §204(a)(1)(A)(iii)(II)(aa)(CC); INA §204(a)(1)(B)(ii)(II)(aa)(CC).
¹⁷ INA §204(a)(1)(A)(iii)(I)(bb), INA §204(a)(1)(B)(ii)(I)(bb)
¹⁸ INA §204(a)(1)(A)(iii)(II)(bb), INA §204(a)(1)(B)(ii)(II)(bb)
¹⁹ INA §204(a)(1)(A)(iii)(II)(aa)(CC)(ccc), INA §204(a)(1)(B)(ii)(II)(aa)(CC)(ccc)

Q 8: 経済力がなくて、弁護士が雇えません。英語力もないことから、離婚裁判において主張できず困っています。どうしたらよいですか？

米国各州では、低所得者に対し、無料や低額での法律相談サービスや法的援助サービスを提供している弁護相談機関が数団体活動しています。経済的な理由から弁護士を雇えない方は、このような団体の法的サービスのご利用が可能です。詳しくは、別途資料、各州の DV 被害者のための法律支援団体リストをご参照下さい。

法廷で通訳を必要とする場合は、出廷日の 4 日前までに、通訳が必要な旨を伝えておく必要があります（裁判所が開廷している日の日数を数える）。やむをえない理由で、通訳のリクエストが遅れた場合については、この 4 日ルールが免除されるケースもあります。²⁰

通訳リクエストは、オンラインもしくは E メールで行うことができます。オンラインで申請する場合には、インターネット上の申請書

(<https://www.ojd.state.or.us/InternetForms.nsf/CourtInterpreterRequestForm?OpenForm>) に記入をすただけで申し込みが完了します。一方、E メールでリクエストをする場合には、下記フォーマットに従って必要事項に記載し、管轄区の裁判所の法廷通訳科（下記リスト参照）宛てに E メールで送るようにしてください。太字の項目に記載漏れがあると、通訳をスケジュールしてもらえない可能性があります。太字の項目は見落としのないよう、必ず提供するようにしてください。

言語:

法廷が開廷される場所（裁判所/部屋番号/裁判官名）:

裁判所の住所（郵便番号も明記の事）:

法廷日の日付:

法廷開始予定時間:

ケースの種類:

ケース番号（OJIN に記載されている番号）:

通訳を必要とする人の名前:

検察官の名前と電話番号:

ケース担当者の名前:

通訳をリクエストする人の名前と電話番号:

備考(その他必要事項や、通訳に伝えておきたいこと等):

通訳リクエストの E メールは、毎日、法廷が開廷している時間帯にチェックされています。次頁リストから、あなたのケースに該当する郡を探し、指定された E メールアドレスまでリクエストをお送りください。

²⁰

各裁判所の法廷通訳科の連絡先（該当する E メールへリクエストを送ってください）

1. マルトノーマ
Multnomah County Interpreter Scheduling - Multnomah County only:
Mul.Interpreter.Services@ojd.state.or.us
2. クラッソップ、コロンビア、ティラムック、ワシントン
CIS Northwest - Clatsop, Columbia, Tillamook, Washington:
CIS.Northwest@ojd.state.or.us
3. クラッカマス、フッドリバー、ワスコ、シャーマン、ギリアム、ウィーラー
CIS North Central - Clackamas, Hood River, Wasco, Sherman, Gilliam, Wheeler:
CIS.North.Central@ojd.state.or.us
4. ジャクソン、ジョセフィーン、ダグラス、クーズ、カリー、クラマス、レイク
CIS South - Jackson, Josephine, Douglas, Coos, Curry, Klamath, Lake:
CIS.South@ojd.state.or.us
5. デシュート、ジェファーソン、クルック
CIS Central - Deschutes, Jefferson, Crook:
CIS.Central@ojd.state.or.us
6. モロー、ユマティラ、ユニオン、ワロワ、ベイカー、グラント、ハーニー、マラー
CIS East - Morrow, Umatilla, Union, Wallowa, Baker, Grant, Harney, Malheur:
CIS.East@ojd.state.or.us
7. マリオン、ポーク、ヤムヒル、タックス・コート
CIS Midvalley - Marion, Polk, Yamhill, Tax Court: CIS.Midvalley@ojd.state.or.us
8. レーン、リンカーン、リン、ベントン
CIS West Central - Lane, Lincoln, Linn, Benton: CIS.West.Central@ojd.state.or.us

法廷通訳やその要請に関する一般的な質問は、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

電話番号： Court Interpreter Services Operations Manager at 503-986-5855

E メール：Court.Interpreter.Program@ojd.state.or.us.

Q 9: 離婚裁判の結果、面会交流の実施についても判決が下されました。しかし、離婚前の相手親の行動を考えると、面会交流中の子供に対する危害が心配でなりません。どうしたらよいですか？

相手側の親が、子供の養育に怠慢であったり、薬物使用等の問題があったり、虐待的な態度で子供と接している等の理由から、面会の継続が子供の心身の健康へ影響を及ぼすと危惧される場合、面会交流監督プログラムを通しての面会 **Supervised Visitation** を裁判所へ求めることができます。ここでいう監督 **Supervised** の意味は、第三者（通常、親戚や家族と親しい友人など）が面会交流に必ず同伴し、子供と相手親のモニタリングを行うことを指します。 また、裁判所

は、カウンセリングや養育クラスの受講、面会交流中に、薬物やアルコールを摂取しないこと等を義務付けることもあります。片方の親の面会交流権が完全に却下されるケースは、子供の心身の安全に高い危険性がある場合に限られ、非常に稀なケースです。²¹ 加害者（相手側）が、子供を虐待しているという事実が発覚した場合には、過去に発行されている面会交流権の内容を修正するよう、裁判所へ求めることが可能です。この場合、加害者による子供への虐待を証明できるものを裁判所へ提出しましょう。

Q 10: 離婚後子供を連れて日本に帰国し、生活をするを考えていますが、裁判所はそれを認めてくれますか？また帰国するに当たり、注意事項はありますか？

子供を連れて本居住地（州）を離れることが出来るかに関しては、次のような要素が考慮されます。州を離れることが相手親の面会交流権を妨げるかどうか、親権命令が子供を連れてオレゴン州を離れることに言及しているか、親権裁判が係争中であるか、どれくらいの期間子供を連れて州を離れるのか、等です。これらの要素が子供を州外へ連れ出すことにどのような制限を与え得るかについての回答と、それに関する法的アドバイスを必要とする場合には、親権を専門とする弁護士からアドバイスを仰いでください。

通常、州外へ子供を連れて行く行為が、親権判決に明記されている相手親の面会交流権を妨げる場合、刑事法が定める親による子の誘拐罪 *custodial interference* の罪に問われかねません。更にこの場合、親権命令に背いたとして、民事的にも、裁判所の命令違反 *civil contempt charges for violating a custody order* の罪に問われることがあります。これらの罪に問われると、親権を失うことも考えられますし、更に、罰金等、その他の法的措置が課されるリスクもあります。親権裁判が係争中の場合、裁判所が両親に、親権裁判係争中は、州外（裁判所の管轄外）に子供を連れ去らないよう申し渡すことが一般的です。

州外へ子供を連れ出すことが現行の親権判決に背く場合、親権判決の修正を裁判所に求める必要が出てきます。また、相手側の親が親権判決に反するのを知りながら、あなたに子供を州外へ連れ出すことに同意した場合には、果たしてその旨を明記した書面に相手親の署名と公証人の認証を受けるだけで、裁判所の命令違反に問われないのかということ、自分の弁護士と相談する必要があります。一見、親権判決に州外への子の連れ出しを許可する文言が見られなくとも、連れ出すことが許可される可能性がある場合もあります。親権専門の弁護士にアドバイスを求めて下さい。²²

Q 11: 離婚後、日本にいる祖父母に合わせるため、子供をつれて一時帰国したいのですが、裁判所から日本においてミラーオーダーの手続きが必要と言われました。ミラーオーダーとは何ですか？どのように手続きを取れば良いですか？

²¹ Oregon State Bar, Custody and Parenting Time, http://www.osbar.org/public/legalinfo/1133_ChildCustody.htm

²² WomensLaw.org, Oregon: Parental Kidnapping, http://www.womenslaw.org/laws_state_type.php?id=11655&state_code=OR&open_id=11283#content-11296.

ミラーオーダーとは、裁判地国の裁判所が発した命令と同じ内容の命令を子の移動先の裁判所で発してもらいものです。移動先の裁判所は、裁判地国の裁判所が発した命令と同じ内容の命令を発する権利を持つだけでなく、同様の内容を定めた親権命令を発する義務があるという考えに基づいたものです。ミラーオーダーは、裁判地国の裁判所が出した命令が、子の移動先の国でも確実に守られるよう、子の移動先の国の裁判所でも同じ内容の命令を出してもらいことを条件に子の移動（一時的な帰国・渡航や転居、返還など）を認めるものです。子の移動先の国の裁判所は、裁判地国の裁判所が判決を下した命令内容を修正することは認められていません。（<http://www.international-divorce.com/Japan-Child-Abduction-police-hurt.htm>）

Q 12: 私は以前、米国市民の配偶者と結婚しており子供が1人います。2年前ほどに日本で離婚し、日本の裁判所が発した命令書により、単独親権を持っているのですが、元配偶者が米国へ子供を連れ去りました。米国で、裁判を起そうと思っていますが、日本の裁判所の親権命令は、アメリカの裁判所でもその効力を認めて貰えるのですか？

オレゴン州では、外国の裁判所が発した命令書²³ 又は、オレゴン州外の米国の州が発した命令書に関して、片方の親が親権判決書、または命令書内の記載事項に背いている場合で、子供の片親がオレゴン州に在住している場合に限り、法的措置を取ることが可能です。この法的措置をとるためには、まず、オレゴン州の裁判所 **Oregon Circuit Court** に外国の裁判所が発した命令書を登録する必要があります。登録プロセスは、まず、申請書を提出することから始まります。しかし、ケースが緊急の対応を必要とする場合（子供が虐待されたり、放置されている場合など²⁴）については、緊急法的措置を求めることが可能です。緊急の場合、法的措置の発行を求めると共に、登録申請も同時に始めておくと良いでしょう。

1. 外国の裁判所（または、オレゴン州外の米国州）が発した命令書の登録申請の流れ²⁵
 - a. 下記の書類を記入し、巡回裁判所 **Circuit Court** へ提出:
 - i. 登録と法的措置を求める旨を明記した手紙
 - ii. 外国の裁判所（または、オレゴン州外の米国の州）が発した命令書のコピー2部（1部は、命令書の公証コピーであること）
 - iii. 命令書内の記載事項が修正されていないことを誓った誓約書。現在の子供の親権状況も記載する
 - b. 書類の通達方法
 - i. 他州、または他国で発された子の親権に関する命令書内に記載されている相手親、または、親権、面会交流権を持つ人物に対し、下記の書類を通達する:
 1. 他州、または他国で発された子の親権に関する命令書の登録に関する通告書（登録に関し、反論する権利があることを伝える文書）

²³ Oregon UCCJEA § 109.714 provides that a foreign country is treated as a state for the purposes of § 109.787.

²⁴ Oregon UCCJEA § 109.751.

²⁵ Oregon UCCJEA § 109.787.

2. 他州、または他国で発された子の親権に関する命令書の公証コピー
 3. 命令書内の記載事項が修正されていない事を誓った誓約書。該当する子供の親権の現状や関連情報も記載。a-iii で提出した誓約書の公証コピー
- ii. 裁判所からの召喚令状や裁判所の書状を被告人へ手渡す人 **A process server** を手配する。申請者本人が書状を被告人へ手渡すことはできませんが、18歳以上で、精神病などを患っていない人物であり、被告人に書類を手渡す場所と同じ州に住んでいる人物であれば、書状を手渡すことが可能。手渡しを行った人物は、書類を手渡した旨を明記した、署名と公証スタンプ入りの誓約書 **the Declaration of Service** を裁判所へ提出する必要がある。A process server サービスや、郡保安官オフィス (Sheriff's office) のサービスを利用する方法もある。
- c. 登録申請の確認
- i. 登録申請は、相手側へ書類を通達してから 21 日後までに、相手側が法廷での審理を求めない場合には、登録が完了。この場合、親権に関する登録申請の完了通知 **Notice of Confirmation of Registration of Child Custody Determination** の所定欄を記入し、上記 b. で通達を行った人物すべてに、再度通達を行う必要がある。相手側が法廷での審理を求めた場合、裁判所が法廷を開き、その中で、登録の件に関して審査。
2. 外国の裁判所（または、オレゴン州外の米国州）が発した命令書に関する法的措置をオレゴン州にて求める。

オレゴン州では、巡回裁判所 **Circuit Court** に下記の書類のどちらかを申請することで、外国の裁判所（または、オレゴン州外の米国州）が発した命令書に対する法的措置を求めることができます。

*Enforcement of Oregon Custody Order/Judgment (Order of Assistance)

*Enforcement of Out-of-State Custody Order/Judgment (Order of Assistance)

これらの申請書は下記の巡回裁判所 **Circuit Court** のウェブサイトから入手できます。

ワシントン郡巡回裁判所 Washington County Circuit Court website:

http://courts.oregon.gov/Washington/Services/Family_Law/parenting_plan_enforcement.page?

〈おことわり〉

*このQ&Aは、弁護士の協力を得て、ニューヨークアジア人女性センター (NYAWC) によって作成されました。

**国際離婚は、それぞれのケースによって大変対応が異なります。ここに記載されている回答は、概要をまとめたものであり、法律のアドバイスではありません。また、日本のハーグ条約への加盟、法律の改定により、対応オプションも違ってくることが予想されます。回答内容に関しての一切責任を負いかねますので、それぞれの離婚のケースは専門の弁護士にご相談ください。